七　当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。

イ　被管理支配会社の株式等及び被管理支配会社に係る特定子会社の株式等の帳簿価額

ロ　被管理支配会社又は被管理支配会社に係る特定子会社に対する貸付金の帳簿価額

ハ　未収金（前号イからヘまでに掲げる金額に係るものに限る。）の帳簿価額

ニ　特定不動産の帳簿価額

ホ　未収金、前払費用その他これらに類する資産（特定不動産に係るものに限る。）の帳簿価額（ハに掲げる金額を除く。）

ヘ　資源開発等プロジェクトに係る業務の通常の過程において生ずる現預金の帳簿価額

16　前項に規定する財務省令で定める外国関係会社（以下この項において「他の被管理支配会社」という。）には、当該他の被管理支配会社と法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人との間にこれらの者と株式等の保有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の外国関係会社で、他の被管理支配会社に準ずるものを含むものとする。

17　施行令第三十九条の十四の三第九項第三号ト(6)に規定する財務省令で定める収入金額は、資源開発等プロジェクトに係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金の利子の額とする。

18　施行令第三十九条の十四の三第九項第三号チに規定する財務省令で定める資産の帳簿価額は、次に掲げる金額とする。

一　未収金（施行令第三十九条の十四の三第九項第三号ト(1)から(5)までに掲げる金額及び前項に規定する利子の額に係るものに限る。）の帳簿価額

二　未収金、前払費用その他これらに類する資産（特定不動産に係るものに限る。）の帳簿価額（前号に掲げる金額を除く。）

三　資源開発等プロジェクトに係る業務の通常の過程において生ずる現預金の帳簿価額

第二十二条の十一の二第十三項第一号中「法第六十六条の九の二第十一項に規定する」を「各事業年度の」に改め、「損益計算書」の下に「（これに準ずるものを含む。）」を加え、同項第二号中「類する」を「準ずる」に改め、同項第四号中「各事業年度の決算に基づく所得の金額につき施行令第三十九条の十五第二項又は第三項の規定の例により計算する場合の同条第二項に規定する本店所在地国の法人所得税（施行令第三十九条の十五第一項第二号に規定する法人所得税をいう。以下この号及び次号において同じ。）に関する法令（当該法人所得税に関する法令が二以上ある場合には、そのうち主たる法人所得税に関する法令）」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　施行令第三十九条の十五第六項に規定する企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される添付対象外国関係法人の法人所得税の額に関する計算の明細を記載した書類及び当該法人所得税の額に関する計算の基礎となる書類で各事業年度に係るもの

第二十二条の十一の二第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「前条第十九項及び第二十項」を「前条第三十六項及び第三十七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「前条第二十二項」を「前条第二十九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第二十二項」を「第二十三項」に、「前条第十三項から第十五項まで」を「前条第三十項から第三十二項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「前条第十九項及び第二十項」を「前条第三十六項及び第三十七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「前条第十七項及び第十八項」を「前条第三十四項及び第三十五項」に、「同条第十七項」を「同条第三十四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「前条第十六項」を「前条第三十三項」に改め、同項を同条第六項中「前条第十三項から第十五項まで」を「前条第三十項から第三十二項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第十二項」を「前条第二十九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前条第十一項」を「前条第二十八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前条第十項」を「前条第二十七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前条第八項」を「前条第二十五項」に、「第三十九条の二十の三第十五項」を「第三十九条の二十の三第二十一項」に、「前条第九項」を「前条第二十六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「前条第七項」を「前条第二十四項」に、「第三十九条の二十の三第十三項」を「第三十九条の二十の三第十九項」に、「第三十九条の十五第七項」を「第三十九条の十五第八項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

前条第二項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第五項に規定する財務省令で定める剰余金の配当等の額について、前条第三項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第六項第一号に規定する財務省令で定める収入金額について、前条第四項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第六項第二号に規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、前条第五項及び第六項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第八項に規定する財務省令で定める収入金額について、前条第七項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第八項第六号ハに規定する財務省令で定める収入金額について、前条第八項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第八項第七号に規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、前条第九項及び第十項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第九項第一号に規定する財務省令で定める外国関係会社について、前条第十一項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する同号ハ(3)に規定する財務省令で定める収入金額について、前条第十二項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する同号ニに規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、前条第十三項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第九項第二号ロ(3)に規定する財務省令で定める収入金額について、前条第十四項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する同号ハに規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、前条第十五項及び第十六項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第九項第三号に規定する財務省令で定める外国関係会社について、前条第十七項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する同号ト(6)に規定する財務省令で定める収入金額について、前条第十八項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する同号チに規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、それぞれ準用する。この場合において、前条第四項第一号イ中「外国子会社」とあるのは「外国子法人」と、「施行令第三十九条の十四の三第六項」とあるのは「法第六十六条の九の二第二項第三号イ(3)」と、「法第六十六条の六第一項」とあるのは「同条第一項」と、同項第二号中「外国子会社」とあるのは「外国子法人」と、同条第五項中「被管理支配会社（特定子会社（同項に規定する特定子会社」とあるのは「被管理支配法人（特定子法人（法第六十六条の九の二第二項第三号イ(4)に規定する特定子法人」と、「、施行令」とあるのは「、施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と、同項第一号中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、「第六十六条の六第二項第二号イ(4)」とあるのは「第六十六条の九の二第二項第三号イ(4)」と、同項第二号から第四号までの規定中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第五号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と、同項第六号イ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号ロ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「第六十六条の六第二項第二号ハ(1)」とあるのは「第六十六条の九の二第二項第三号ハ(1)」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同項第七号イ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同条第六項中「他の被管理支配会社」とあるのは「他の被管理支配法人」と、「第六十六条の六第一項各号に掲げる」とあるのは「第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主等である」と、同条第八項各号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と、同条第九項中「被管理支配会社（」とあるのは「被管理支配法人（」と、「同号」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する同号」と、「同条第九項第一号イ」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第九項第一号イ」と、同項第一号中「管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、同条第十項中「他の被